

古平町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

古平町

平成 31 年（2019 年）3 月

目次

第1章 背景	1
1. 地球温暖化問題の概要	1
2. 地球温暖化問題に関する国内外の動向	4
(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	4
(2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	5
(3) 我が国の地方公共団体における地球温暖化対策	6
3. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定	7
第2章 基本的事項	8
1. 目的	8
2. 基本方針	8
3. 本計画の対象とする範囲	9
(1) 対象組織	9
(2) 対象施設・設備	9
4. 本計画の対象とする温室効果ガスの種類	9
5. 本計画の計画期間、見直し予定時期	10
6. 上位計画や関連計画との位置付け	11
第3章 「温室効果ガス総排出量」の状況	12
1. 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法	12
2. 「温室効果ガス総排出量」及びその内訳	13
3. 「温室効果ガス総排出量」の推移	15
4. 「温室効果ガス総排出量」の増減要因の分析結果	16
第4章 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標	19
1. 目標設定の考え方	19
2. 基準年度	19
3. 数量的な目標	19
第5章 目標達成に向けた取組み	20
1. 目標達成に向けた取組み方針	20
2. 目標達成に向けた取組み内容	21

第6章 本計画の進捗管理	22
1. 進捗管理方法	22
2. 推進体制	24
3. 年間スケジュール	26
4. 実施状況の公表	26
参考資料	27
参考資料1 古平町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の対象施設一覧	28
参考資料2 地球温暖化係数及び排出係数一覧	32
（1）地球温暖化係数（地球温暖化対策推進法施行令第4条）	32
（2）活動種類ごとの温室効果ガス排出係数一覧（地球温暖化対策推進法施行令第3条）	32
（3）電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数	32
参考資料3 環境物品を選ぶ際に参考となる主な環境ラベル一覧	33

第1章 背景

1. 地球温暖化問題の概要

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主な要因は人為的な温室効果ガス※¹の排出量の増加であるとされています。地球温暖化は地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても地球温暖化の影響と考えられる平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、異常気象による被害も各地で発生しています。

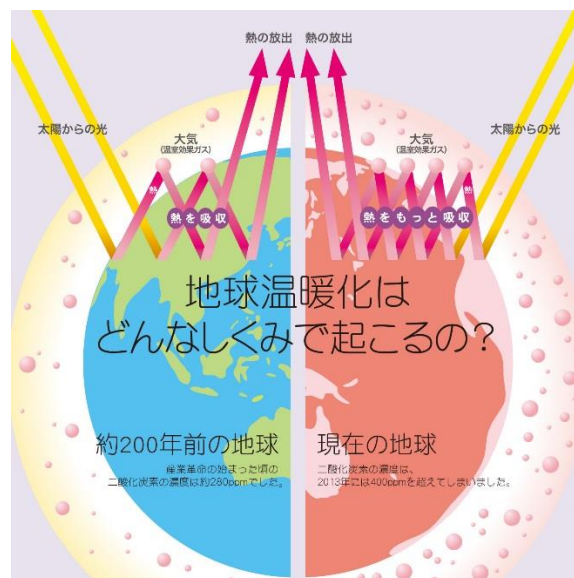


図 地球温暖化の仕組み

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<http://www.jccca.org/>) より

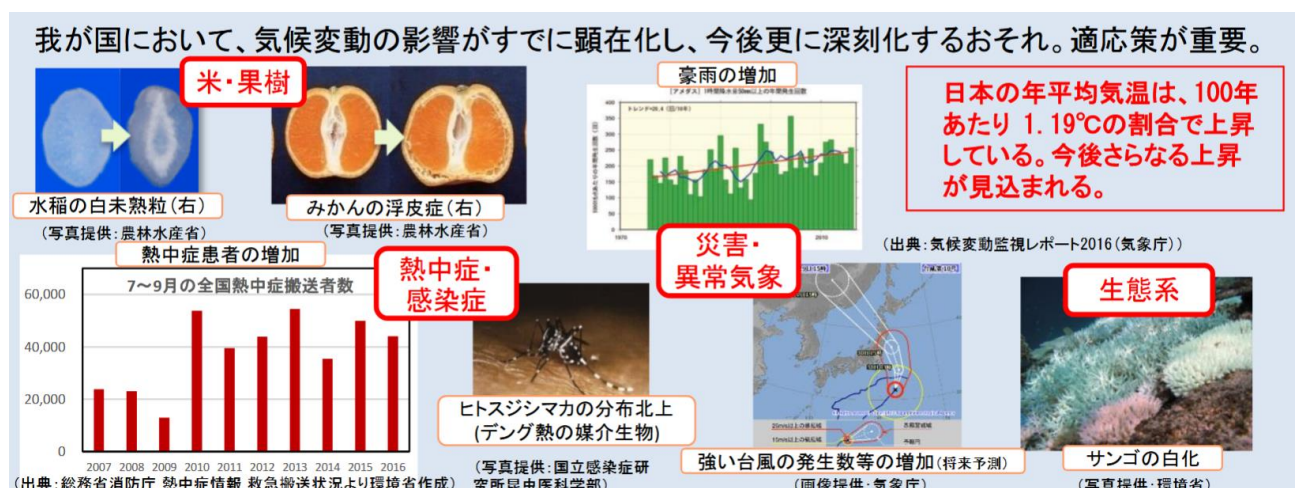


図 地球温暖化による日本への影響

出典：環境省「地球温暖化適応法の概要」（平成30年（2018年）6月13日）より

※¹ 大気中のガスの中で、太陽からの熱を地球に封じ込めて地表を暖める働きを持つガスの総称です。

北海道の年平均気温は下図のとおり、100 年あたり 1.59℃（統計期間 1898 年～2015 年）上昇しています。国の平均気温の上昇率（100 年あたり 1.19℃）よりも高く、北海道では国よりも速いペースで温暖化が進んでいることになります。

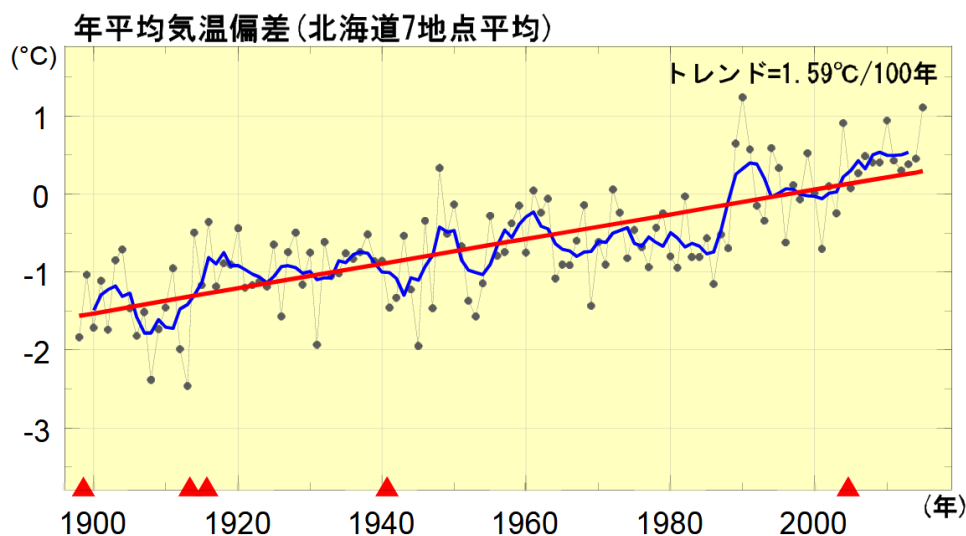


図 北海道における年平均気温の長期経年変化(1898 年～2015 年)

注) 細線（黒）は北海道 7 地点（旭川、網走、札幌、帯広、根室、寿都、函館）での年平均気温の基準値からの偏差を平均した値を示しています。太線（青）は偏差の 5 年移動平均を示し、直線（赤）は長期的な変化傾向を示しています。基準値は 1981 年～2010 年の 30 年平均値としています。なお、7 地点のうちのいずれかにおいて観測場所の移転があった年については横軸上に▲で示し、移転前のデータを補正して利用しています。
出典：「北海道の気候変化【第 2 版】」（平成 29 年（2017 年）3 月、札幌管区气象台）

また、北海道の夏日（日最高気温 25℃以上の日）及び真夏日（日最高気温 30℃以上の日）の年間日数に変化はみられない一方で、冬日（日最低気温が 0℃未満の日）及び真冬日（日最高気温が 0℃未満の日）の年間日数は、5 年移動平均で 10 年間当たりそれぞれ 2.6 日及び 1.5 日減少しています（統計期間 1931 年～2015 年）。

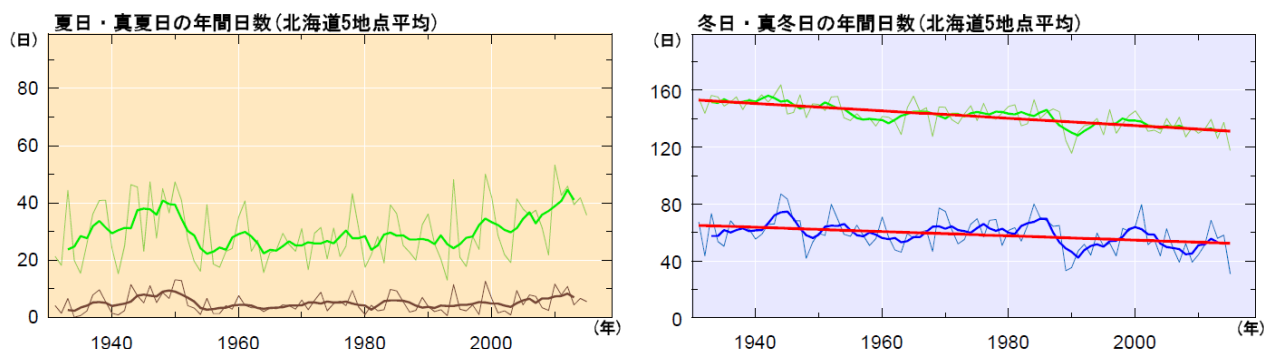


図 北海道の夏日、真夏日、冬日、真冬日の年間日数の経年変化(1931 年～2015 年)

注) 北海道 5 地点（網走、札幌、帯広、根室、寿都）の平均を採用しています。左図は夏日（緑）、真夏日（茶）の経年変化を、右図は冬日（緑）及び真冬日（青）の経年変化をそれぞれ示しています。細線は各年の値を、太線は 5 年移動平均をそれぞれ示し、直線（赤）は期間にわたる変化傾向を示します。なお、真夏日の日数は夏日の日数に、真冬日の日数は冬日の日数にそれぞれ含まれます。
出典：「北海道の気候変化【第 2 版】」（平成 29 年（2017 年）3 月、札幌管区气象台）

古平町には地域気象観測所が設置されていないため、近隣の小樽市の地域気象観測所のデータを下図に示します。小樽市の年平均気温は100年あたり1.1℃（統計期間1943年～2015年）上昇しています。

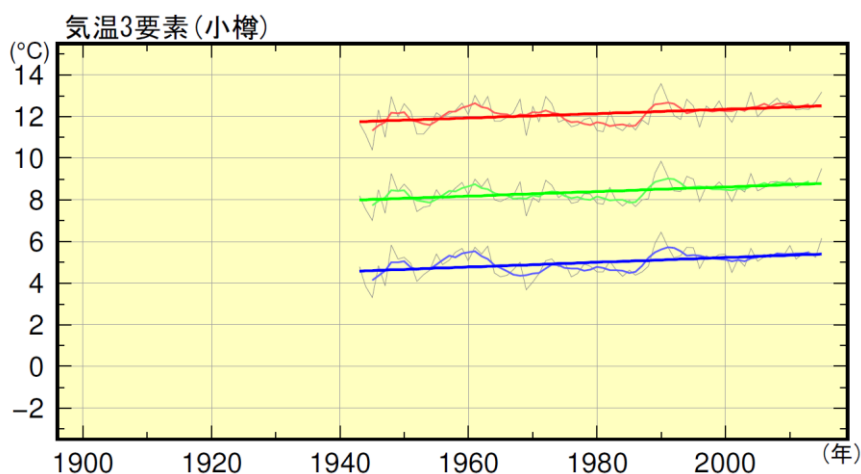


図 小樽市における年平均した平均気温(緑)、日最高気温(赤)、日最低気温(青)の経年変化
(1943年～2015年)

注) 細い折れ線は毎年の値、太い折れ線は5年移動平均を示し、太い直線は長期的な変化傾向を示しています。
出典：「北海道の気候変化【第2版】」（平成29年（2017年）3月、札幌管区気象台）

また、小樽市の夏日、真夏日、冬日の日数に変化傾向はみられない一方で、真冬日は5年移動平均で10年間当たり1.7日減少しています（統計期間1943年～2015年）。

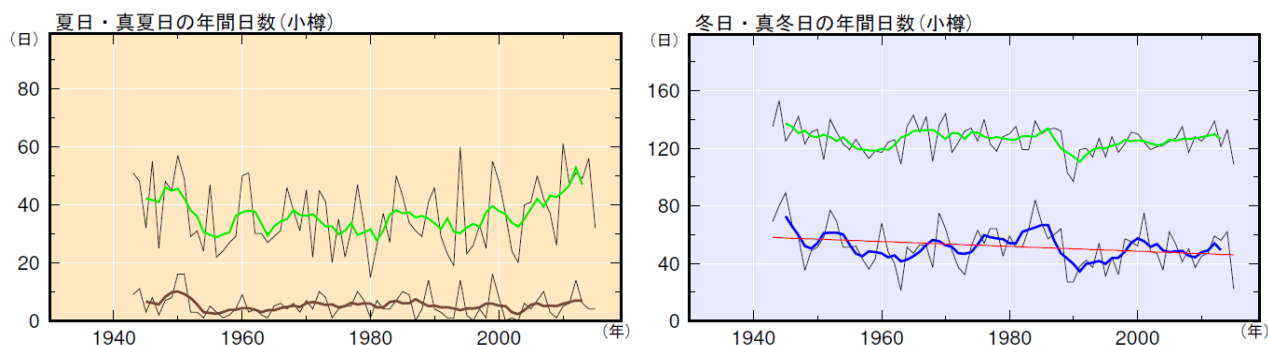


図 小樽市における夏日、真夏日、冬日、真冬日の年間日数の経年変化(1943年～2015年)

注) 左図は夏日（緑）、真夏日（茶）の経年変化を、右図は冬日（緑）及び真冬日（青）の経年変化をそれぞれ示しています。細線は各年の値を、太線は5年移動平均をそれぞれ示し、直線（赤）は期間にわたる変化傾向を示しています。なお、真夏日の日数は夏日の日数に、真冬日の日数は冬日の日数にそれぞれ含まれます。

出典：「北海道の気候変化【第2版】」（平成29年（2017年）3月、札幌管区気象台）

2. 地球温暖化問題に関する国内外の動向

平成 25 年（2013 年）9 月に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC^{※2}）」が最新の知見をとりまとめた第 5 次評価報告書によると、気候システムの温暖化については疑う余地がないこと、また、人間による影響が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高いことなどが示されています。さらに、21 世紀末の世界平均地上気温は、どのようなシナリオを当てはめても、現在よりも上昇し、対策を講じない場合は最大で 4.8℃上昇する可能性があるとし、早い段階での温室効果ガス排出削減の必要性を訴えています。

（1）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

温室効果ガス排出量は、平成 9 年（1997 年）に採択された「京都議定書」に基づき、これまで各国で削減取組みが進められてきました。しかし、温室効果ガス排出量は、世界全体の約 6 割が削減約束を負わない途上国から排出されています。今後も人口の増加や経済発展に伴って、途上国の排出量の増加が予測されることから、全ての国に対しての削減措置を求める声が高まりました。

これを受けて、平成 27 年（2015 年）の気候変動枠組条約締約国会議 COP^{※3}21 では、196 の国と地域が平成 32 年（2020 年）以降の温暖化対策に取り組む新たな枠組みとして、「パリ協定^{※4}」を採択しました。この協定では、地球の気温上昇を、18 世紀後半から 19 世紀初頭にかけての産業革命前に比べて、2℃未満に抑える目標を掲げ、世界全体の温室効果ガス排出量をできる限り早く減少に転じさせて、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むこととしています。

その後、COP22、COP23、COP24 と複数の作業部会を経て、パリ協定運営のためのルール作りが進められてきました。その結果、平成 30 年（2018 年）12 月 15 日に COP24 においてパリ協定の実施指針が採択されました。

また、近年では、平成 29 年（2017 年）6 月に米国のトランプ政権がパリ協定からの離脱を表明したことをきっかけに、米国内の 1,200 以上の企業・自治体・投資家・教育機関による「We are still in」（われわれはパリ協定に残る）の声明、また、日本国内の 100 超の企業・団体による「気候変動イニシアティブ（JCI）」の設立や、米サンフランシスコにおける非国家主体の国際会議「グローバル気候行動サミット」の開催等、自治体も含めた非国家主体の地球温暖化対策への取組みが活発化しています。

※2 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策について、科学的な見地から包括的な評価を行う組織です。数年おきに「評価報告書」を発行しています。

※3 「COP」とは、Conference of the Parties の略です。条約を批准した国が集まる会議で、一般に条約ごとに設けられ、その条約の最高意思決定機関です。末尾に会議の開催回数をつけて表します。

※4 パリ協定が、平成 32 年度（2020 年度）以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた国際的な協定です。日本は平成 28 年（2016 年）11 月 8 日に批准しました。

平成 27 年（2015 年）9 月の「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダの中では、平成 42 年（2030 年）までの国際社会全体の「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げています。17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。



図 持続可能な開発目標(SDGs)一覧

出典：国際連合広報センター

（２）地球温暖化対策を巡る国内の動向

パリ協定を受けて、日本では温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）に比べて平成 42 年度（2030 年度）に 26.0%減とする中期目標、また、平成 62 年度（2050 年度）に 80%減とする長期目標を掲げました。

目標の達成に向けて、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策となります。そのため、温暖化対策の普及啓発を強化するという国の方針を明示するとともに、国際協力や地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じる「地球温暖化対策計画」が平成 28 年（2016 年）5 月に閣議決定されました。計画の中では、地球温暖化対策の推進に当たり、我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、施策の推進を図ることとしています。

なお、平成 28 年（2016 年）11 月 8 日に正式にパリ協定を批准しました。

持続可能な開発目標（SDGs）について、総合的かつ効果的に推進するために、平成 28 年（2016 年）5 月、総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、平成 28 年（2016 年）12 月には、日本としてのビジョンや 8 つの優先課題が示された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定されました。

北海道では、このような国の動きを踏まえ、平成 30 年（2018 年）4 月に、知事を本部長とする「北海道 SDGs 推進本部」を設置し、同年 8 月には「北海道推進ネットワーク」が設立され、全道的に SDGs を推進することとしています。

（３）我が国の地方公共団体における地球温暖化対策

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、密接な相互連携と、施策により、初めて実施することができます。平成 23 年（2011 年）3 月に起きた東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まっています。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画であり、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき都道府県及び市町村に、策定と公表が義務付けられています。

地球温暖化対策推進法第 21 条

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

地球温暖化対策の必要性などから、古平町として古平町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」）を策定します。

参考とする国及び北海道の地球温暖化対策関連計画の概要は、以下のとおりです。

表 国及び北海道の地球温暖化対策に関する計画と目標値

策定主体	計画名（策定年月）	基準年度	目標年度	削減目標
国	「地球温暖化対策計画」（平成 28 年（2016 年）5 月 13 日閣議決定）	平成 25 年度（2013 年度）	平成 42 年度（2030 年度）	26.0%削減 （業務その他部門は 40.0%削減）
北海道	「北海道地球温暖化対策推進計画」（平成 26 年（2014 年）12 月改定）	平成 2 年度（1990 年度）	平成 32 年度（2020 年度）	7.0%削減 （平成 25 年度（2013 年度）比 15.7%削減に相当）
	「第 4 期 道の事務・事業に関する実行計画」（平成 28 年（2016 年）3 月）	平成 26 年度（2014 年度）	平成 32 年度（2020 年度）	5.4%削減

本計画の策定により地球温暖化対策の側面以外に期待できる効果は、以下のとおりです。

表 本計画の策定により期待できる効果

古平町への効果	具体的な知見の蓄積や対外的 PR への利用	本計画に基づく古平町の取組みを通じて、取組み実施上の課題や効果などについて、具体的な知見を蓄積し、地域の民間事業者及び地域住民への効果的な情報提供等の支援を行うことができます。同時に、こうした取組みを対外的な PR 活動に利用できます。
	低炭素化技術の向上	新築・改修の際に低炭素な施設や設備とすることで、古平町における低炭素化に関する技術力の向上を見込むことが可能となります。
	ランニングコスト（光熱水費等）の削減、施設管理の効率化	省エネルギーの取組みにより、ランニングコスト（光熱水費等）の削減につながります。また、施設全体の長寿命化を図る中でも、施設・設備の適切な更新・改修を通じて施設管理の効率化につながる可能性があります。
	ライフサイクルコストの削減	施設のライフサイクルにおけるトータルコストの削減を期待できる場合があります。
	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定への知見の蓄積	区域施策編の策定・実施を含め、地域の地球温暖化対策を推進する古平町には、有益な「温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策」等の知見の蓄積が期待されており、これに役立ちます。
地域全体への効果	地域の地球温暖化対策の模範を示す	具体的で模範的な取組みを率先して行うことは、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高めることにつながります。
	地域の温室効果ガスの排出量の実質的な削減	古平町が自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制することは、地域全体における温室効果ガスの排出量の実質的な削減に寄与します。
	グリーン購入関連市場の拡大	本計画において、具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することは、政府の取組みと相まって、我が国全体としてみると、大きな市場創出につながります。

第2章 基本的事項

1. 目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、国の「地球温暖化対策計画」（平成28年（2016年）5月13日閣議決定）や北海道の「北海道地球温暖化対策推進計画」（平成26年（2014年）12月改定）も踏まえ、古平町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画です。

多くの公共施設等を有する役場は、町民サービスをはじめとする事務・事業を通じて大量の資源やエネルギーを消費するとともに、温室効果ガスや廃棄物等を排出することによって環境に負荷を与えながら活動している町内でも大規模な事業所の一つです。一方、町内の事業者や家庭・町民における環境配慮行動を牽引・促進する上で、その規範となる立場にもあり、自らの活動を率先して環境に配慮したものにすることが求められています。このため、本計画は、全職員が日常の事務及び事業を通じて、環境負荷低減に向けたより強い共通認識を持つとともに、積極的な取組みを実践していくための指針となるものです。

2. 基本方針

本計画の策定について、地球温暖化対策の動向や古平町の取組みを踏まえた基本方針を以下とします。

持続可能な都市の実現に向けて、国連は、平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択し、17の目標を定めています。

また、古平町は、平成34年度（2022年度）の供用開始を予定している中心拠点誘導複合施設（地域交流センター、庁舎等）において、ZEB readyを目指しています。

そこで、中心拠点誘導複合施設のZEB ready化を契機とし、「古平町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、行政が積極的に地球温暖化対策を進めるとともに、国や北海道が推進するSDGs推進に係る取組みに歩調を合わせ、持続可能な都市の実現を目指します。

3. 本計画の対象とする範囲

(1) 対象組織

本計画の対象となる組織は下表のとおり、古平町の全ての内部組織とします。

表 本計画の対象組織一覧

町長	副町長	総務課	総務係
			財政係
			企画調整係
			情報防災係
		町民課	社会福祉係
			健康保険係
			町民生活係
			税務係
		保健福祉課	介護保険係
			高齢者支援係
			保健医療係
		産業課	農林水産係
			商工観光係
		建設水道課	管理係
			技術係
		議会事務局	総務係
		教育委員会	管理係
			生涯学習係
			生涯スポーツ係
		出納室	出納係

(2) 対象施設・設備

本計画の対象となる施設・設備は、古平町が所有又は賃借している全ての施設・設備とします。指定管理者制度導入など外部の委託により管理されている施設も含めます。ただし、職員住宅や公営住宅等、個人の生活に伴う部分は本計画の対象外とします。

なお、本計画の対象施設一覧は参考資料1に示します。

4. 本計画の対象とする温室効果ガスの種類

地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載されている以下の7種類のガスです。このうち、算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、1から6の6種類のガスになります。

パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）については、古平町では排出されていないため、本計画では、「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）及びメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

表 地球温暖化対策推進法第2条第3項に示される温室効果ガスの種類と排出される主な活動

温室効果ガスの種類	略称	排出される主な活動
1 二酸化炭素	CO ₂	燃料（ガソリン、灯油、軽油、A 重油、LPG、都市ガス）の使用、電気の使用など
2 メタン	CH ₄	家庭用機器における燃料の使用、自動車の走行、終末処理場における下水の処理、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理、下水汚泥の埋立処分など
3 一酸化二窒素	N ₂ O	家庭用機器における燃料の使用、自動車の走行、終末処理場における下水の処理、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理など
4 ハイドロフルオロカーボン	HFC※	HFC 封入カーエアコンの使用など
5 パーフルオロカーボン	PFC	パーフルオロカーボン（PFC）を含有する商品の廃棄（例：鉄道用シリコン整流器）
6 六ふっ化硫黄	SF ₆	絶縁ガスとして六ふっ化硫黄（SF ₆ ）が封入された電気機械器具（変圧器、開閉器、遮断機等）の使用・点検・廃棄
7 三ふっ化窒素	NF ₃	（事務事業編の算定対象には含まれません）

※太枠内の 4 ガスを本計画の対象とします。

※ハイドロフルオロカーボンには様々な種類がありますが、本計画においては公用車の使用に伴い発生する HFC-134a のみを対象とします。

5. 本計画の計画期間、見直し予定時期

国の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年（2016 年）5 月 13 日閣議決定）では中期目標年度を平成 42 年度（2030 年度）に設定していることから、本計画の計画期間は平成 31 年度（2019 年度）から平成 42 年度（2030 年度）の 12 年間とし、5 年ごとに見直しを検討します。

なお、策定から 5 ヶ年を経過する平成 35 年度（2023 年度）を中間目標年度とし、実績や措置の状況等の実態把握及び評価を行うとともに、目標の達成状況等も踏まえ、計画の見直しを行います。

表 本計画の計画期間及び見直し予定時期

年度								
平成 25 年度 (2013 年度)	...	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	...	平成 42 年度 (2030 年度)
基準年度		計画開始				中間目標年度		目標年度
								

6. 上位計画や関連計画との位置付け

本計画の上位計画としては、地球温暖化問題も位置付けられている「第5次古平町総合計画」があります。関連計画としては「古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「古平町公共施設等総合管理計画」、「古平町下水道事業経営戦略」、「古平町中心拠点誘導複合施設基本構想」があり、整合を図りながら推進していきます。

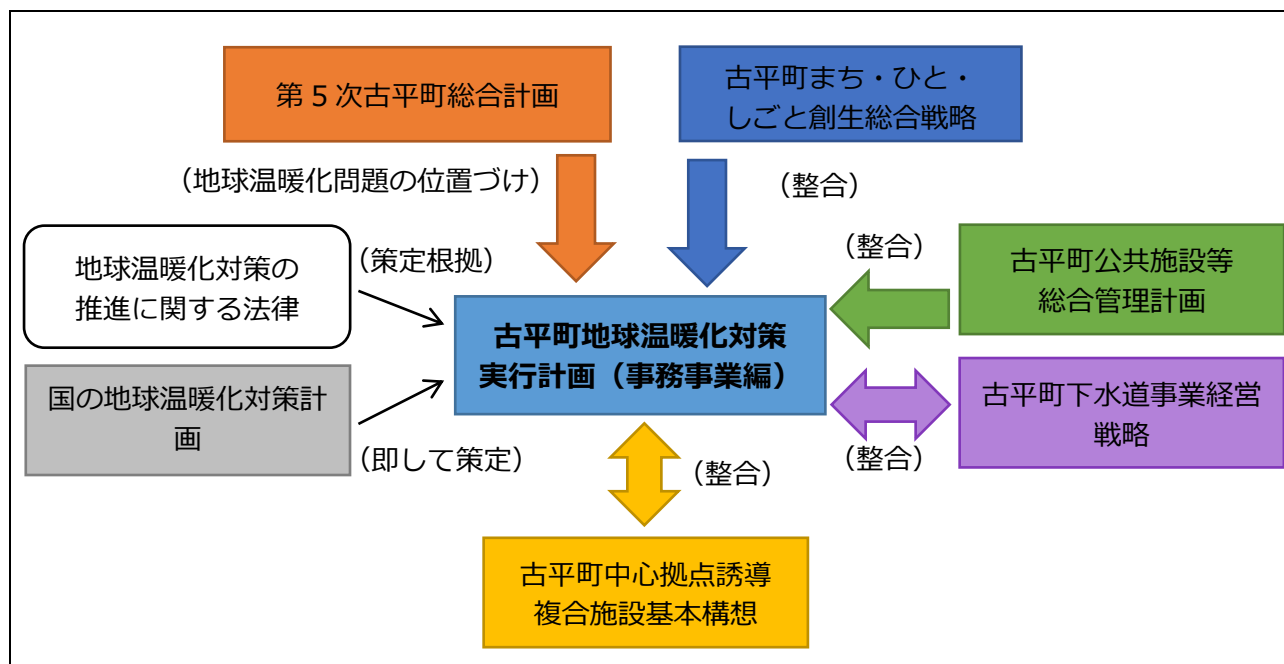


図 本計画と上位計画・関連計画の位置付け

第3章 「温室効果ガス総排出量」の状況

1. 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法

事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、事務事業編の対象組織及び対象施設・設備において実施されている活動のうち、地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている活動となります（下表参照）。

表 地球温暖化対策推進法施行令第3条に具体的に列挙されている活動

1. 二酸化炭素 イ 燃料の使用 ロ 他人から供給された電気の使用 ハ 他人から供給された熱の使用 ニ 一般廃棄物の焼却 ホ 産業廃棄物の焼却 ヘ その他	3. 一酸化二窒素 イ ボイラーにおける燃料の使用 ロ ディーゼル機関における燃料の使用 ハ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用 ニ 家庭用機器における燃料の使用 ホ 自動車の走行 ヘ 船舶における燃料の使用 ト 麻酔剤（笑気ガス）の使用 チ 家畜の排せつしたふん尿の管理 リ 耕地における化学肥料の使用 ス 農作物の栽培のための化学肥料以外の肥料の使用 ル 牛の放牧 ヲ 植物性の物（穀及びわら）の焼却 ヲ 施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理 カ 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 コ 一般廃棄物の焼却 タ 産業廃棄物の焼却 レ その他
2. メタン イ ボイラーにおける燃料の使用 ロ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用 ハ 家庭用機器における燃料の使用 ニ 自動車の走行 ホ 船舶における燃料の使用 ヘ 家畜の飼養（消化管内発酵） ト 家畜の排せつしたふん尿の管理 チ 水田の耕作 リ 牛の放牧 ス 植物性の物（穀及びわら）の焼却 ル 廃棄物の埋立処分 ヲ 施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理 ワ 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理 カ 一般廃棄物の焼却 コ 産業廃棄物の焼却 タ その他	4. ハイドロフルオロカーボン イ 自動車用エアコンディショナーの使用 ロ 自動車用エアコンディショナーの廃棄 ハ 製品（噴霧器及び消火剤）の使用又は廃棄 ニ その他
	5. パーフルオロカーボン パーフルオロカーボンの排出
	6. 六ふつ化硫黄 イ SF ₆ が封入された電気機械器具の使用 ロ SF ₆ が封入された電気機械器具の点検 ハ SF ₆ が封入された電気機械器具の廃棄 ニ その他

本計画の対象とする活動は、古平町において実施されており、かつ活動量の把握が可能な活動とし、以下の①から⑧までとします。

- | |
|---|
| ① 燃料の使用（ガソリン、軽油、液化石油ガス（LPガス）、A重油、灯油）
② 電気の使用
③ 家庭用機器における燃料の使用
④ 自動車の走行
⑤ 終末処理場における下水処理
⑥ 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理
⑦ 下水汚泥の埋立処分
⑧ 自動車用エアコンディショナーの使用 |
|---|

なお、「温室効果ガス総排出量」の算定方法は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0」（環境省、平成29年（2017年）3月策定）に従います。基本的には、温室効果ガスの種類ごとに事務・事業に伴う活動量（例えば燃料の使用量）を把握し、法令で定められた排出係数（活動量当たりの排出量、参考資料2を参照）を乗じて排出量を算定します。

2. 「温室効果ガス総排出量」及びその内訳

全ての公共施設の基準年度（平成 25 年度（2013 年度））の温室効果ガス排出量は 2,400 トン-CO₂/年です。その内、本計画の「温室効果ガス総排出量」の把握・削減目標の対象とする直営施設の温室効果ガス総排出量は 1,947 トン-CO₂/年となります。

「温室効果ガス総排出量」の把握・削減目標の対象の施設別温室効果ガス総排出量の内訳は、小学校（29.7%）及び元気プラザ（11.9%）、街灯（9.3%）、中学校（8.3%）、下水道施設（7.5%）、役場庁舎（別館及び各集会場も含む）（6.1%）、クリーンセンター（6.1%）、簡易水道施設（6.0%）、B&G 海洋センター（5.7%）であり、この 9 施設で温室効果ガス排出量全体の 9 割超を占めています。

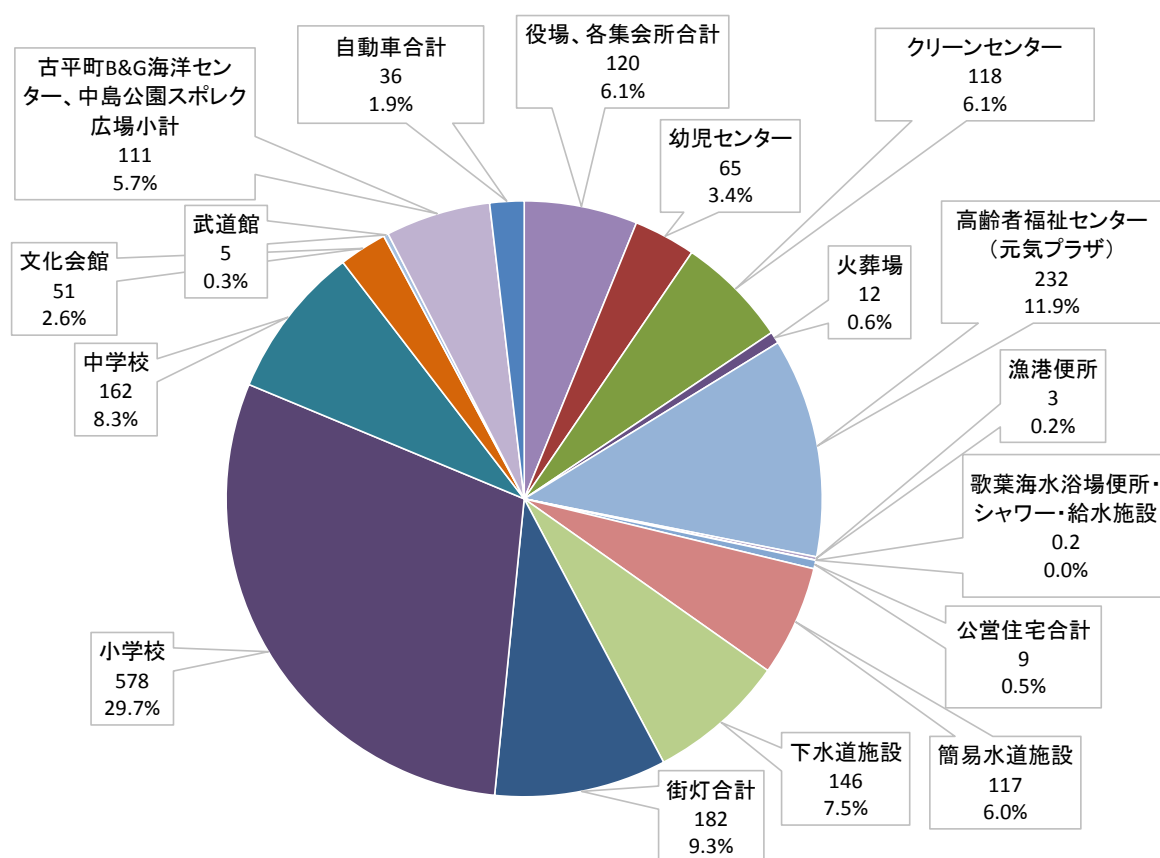


図 古平町の温室効果ガス総排出量の施設別内訳（直営施設）
（平成 25 年度（2013 年度）、単位：トン-CO₂換算/年）

温室効果ガス種別の温室効果ガス総排出量の内訳は、二酸化炭素（CO₂）が全体の 99.2%を占め、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びHFC はあわせて 1%未満となります。

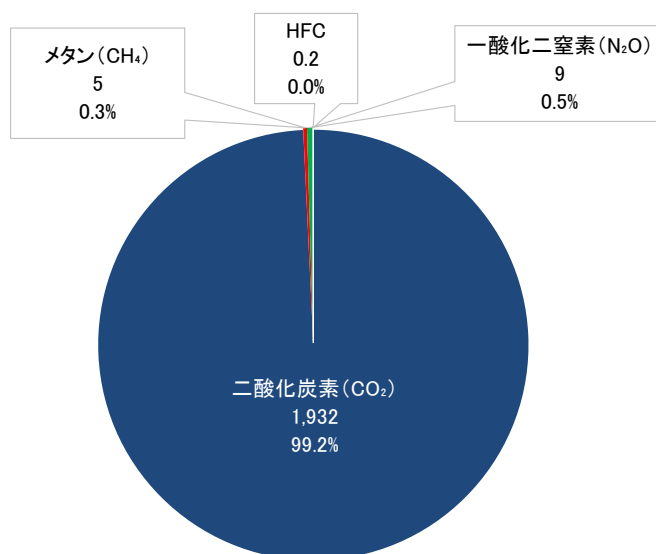


図 古平町の温室効果ガス総排出量のガス種別内訳(直営施設)
(平成 25 年度(2013 年度)、単位:トン-CO₂換算/年)

活動別の温室効果ガス総排出量の内訳は、電気の使用に伴う排出が 74.1%を占めており、重油の使用（12.1%）及び灯油の使用（10.9%）の割合となっています。

一方、その他燃料（LP ガス及び軽油、ガソリン）の使用に伴う排出は合わせて 2.1%となります。下水の処理等その他の活動は合わせて 0.7%を占めています。

なお、温室効果ガス排出量に占める電気の使用（74.1%）は、道内の類似規模自治体と比べて高い割合となっています。

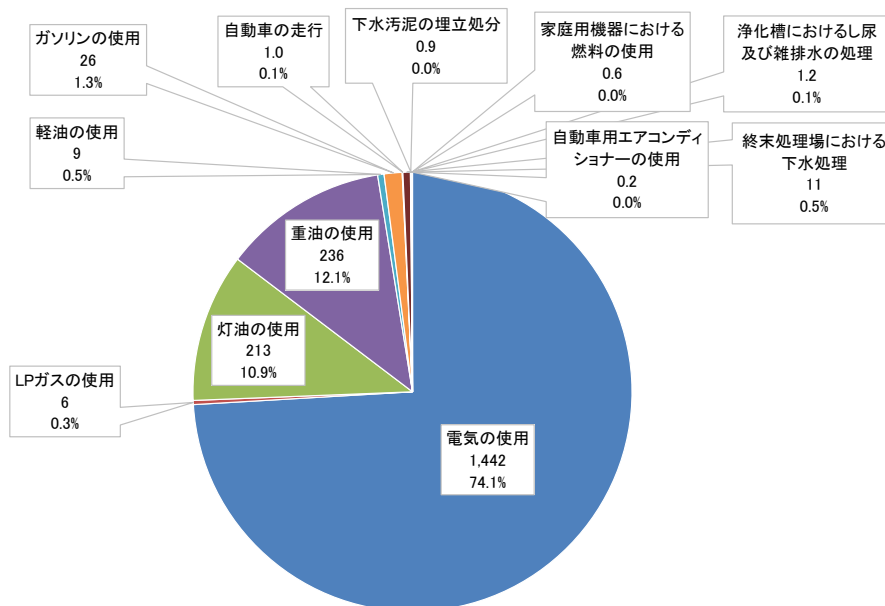


図 古平町の温室効果ガス総排出量の活動別内訳(直営施設)
(平成 25 年度(2013 年度)、単位:トン-CO₂換算/年)

3. 「温室効果ガス総排出量」の推移

温室効果ガス総排出量は、基準年度（平成 25 年度（2013 年度））に対し、平成 27 年度（2015 年度）までは減少傾向を示していましたが、平成 28 年度（2016 年度）以降は増加に転じています。なお、最新年度（平成 29 年度（2017 年度））は、基準年度比 1.6%の減少にとどまっています。

表 古平町の温室効果ガス総排出量の推移

	平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
温室効果ガス総排出量 (トン-CO ₂ 換算/年)	1,947	1,842	1,780	1,787	1,916
基準年比 (トン-CO ₂ 換算/年)	-	-104	-167	-160	-31
基準年比 (%)	-	-5.4%	-8.6%	-8.2%	-1.6%

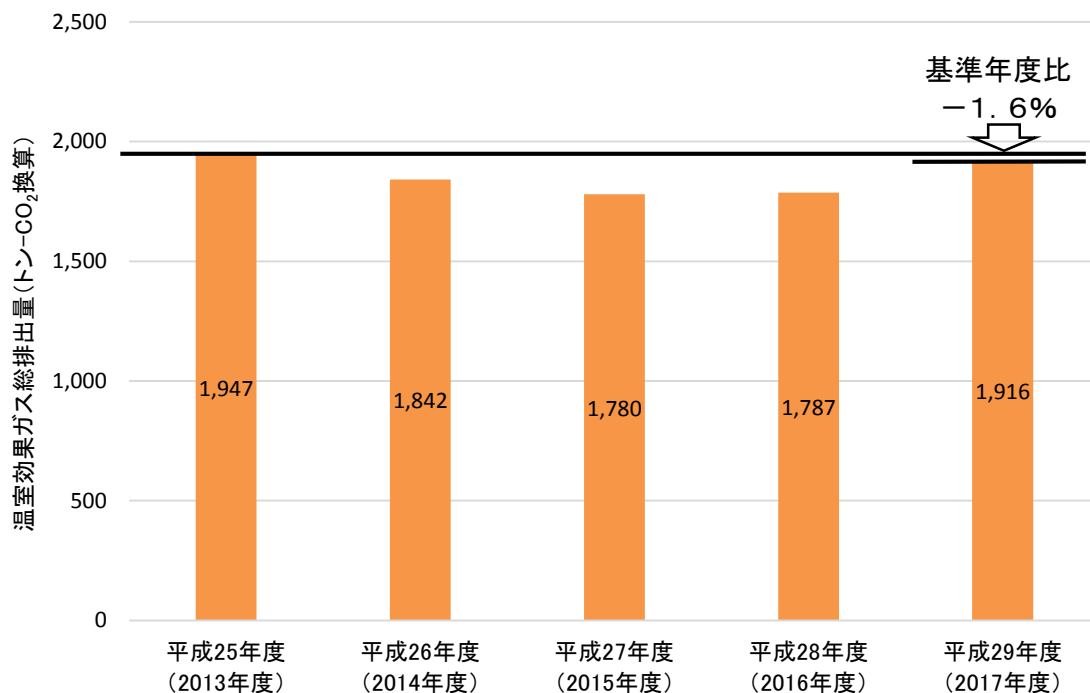


図 古平町の温室効果ガス総排出量の推移

4. 「温室効果ガス総排出量」の増減要因の分析結果

主な施設の平成 29 年度（2017 年度）の温室効果ガス排出量は、基準年度と比べ小学校は 108 トン-CO₂/年、街灯は 29 トン-CO₂/年、クリーンセンターは 12 トン-CO₂/年、元気プラザは 6 トン-CO₂/年減少しています。

一方、中学校は 51 トン-CO₂/年、下水道施設は 42 トン-CO₂/年、文化会館は 21 トン-CO₂/年増加しています。

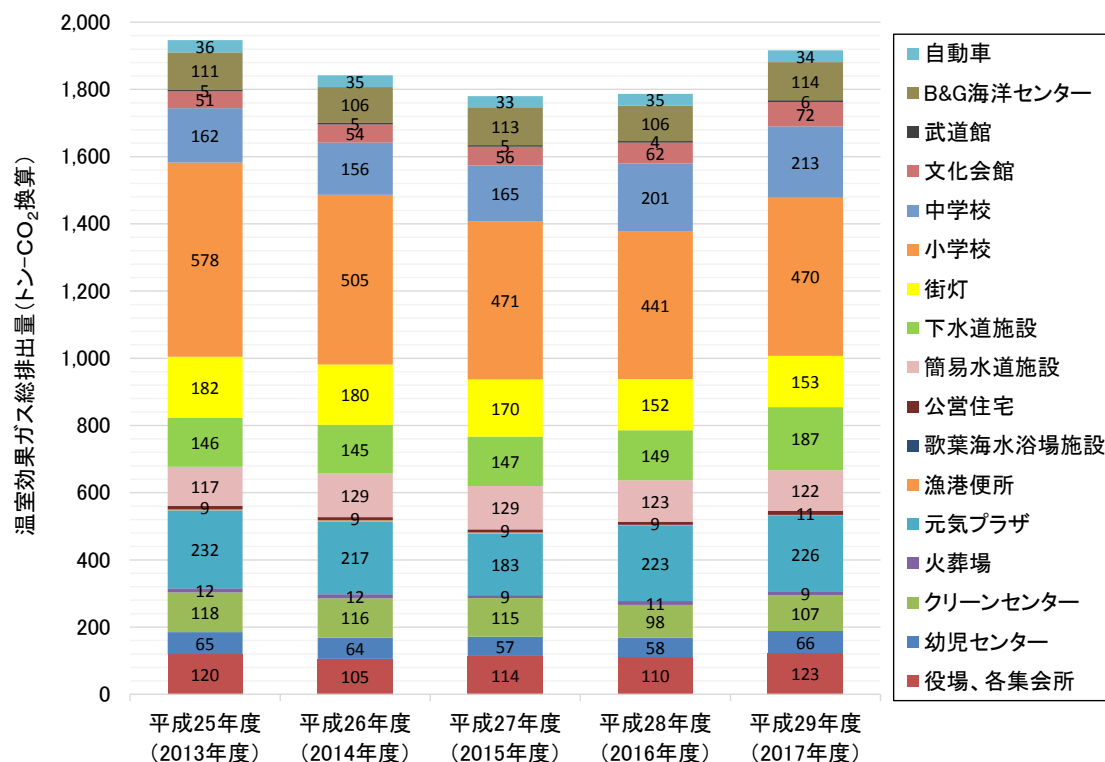


図 古平町の温室効果ガス総排出量の推移の施設別内訳

表 古平町の温室効果ガス総排出量の推移の施設別内訳

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) (基準年度比)
自動車	36	35	33	35	34	-2
B&G 海洋センター	111	106	113	106	114	+3
武道館	5	5	5	4	6	+0.5
文化会館	51	54	56	62	72	+21
中学校	162	156	165	201	213	+51
小学校	578	505	471	441	470	-108
街灯	182	180	170	152	153	-29
下水道施設	146	145	147	149	187	+42
簡易水道施設	117	129	129	123	122	+5
公営住宅	9	9	9	9	11	+2
歌葉海水浴場施設	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	+0.1
漁港便所	3	4	4	3	3	-0.2
元気プラザ	232	217	183	223	226	-6
火葬場	12	12	9	11	9	-3
クリーンセンター	118	116	115	98	107	-12
幼児センター	65	64	57	58	66	+1
役場、各集会所	120	105	114	110	123	+3
合計	1,947	1,842	1,780	1,787	1,916	-31

活動別の温室効果ガス排出量の推移は、電気の使用による排出量は基準年度に対し、平成 28 年度（2016 年度）までは減少傾向にありましたが、平成 29 年度（2017 年度）は増加に転じています。また、重油及び灯油の使用による排出量は、平成 27 年度（2015 年度）までは減少傾向にありましたが、平成 28 年度（2016 年度）以降は増加に転じています。

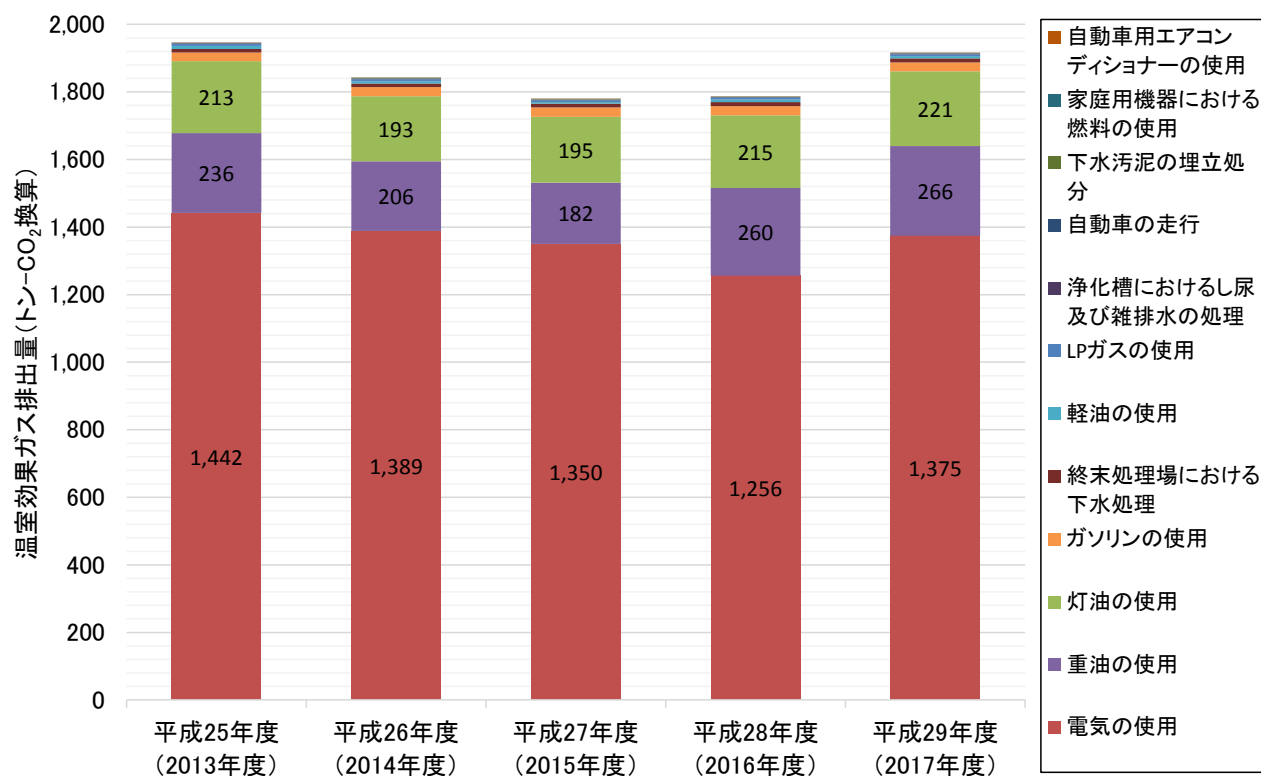


図 古平町の温室効果ガス総排出量の推移の活動別内訳

電気の使用量は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて減少しているものの、平成 29 年度（2017 年度）に増加に転じています（下表参照）。例えば、電気の使用量の 4 割を占めている小学校も同様の傾向を示しています。

表 電気使用量の推移

	平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
直営施設の 電気使用量	2,126,581 kWh/年	2,033,227 kWh/年	2,017,927 kWh/年	1,987,071 kWh/年	2,063,884 kWh/年
基準年比	-	-4.4%	-5.1%	-6.6%	-2.9%
小学校の 電気使用量	852,152 kWh/年	738,712 kWh/年	704,456 kWh/年	697,132 kWh/年	706,012 kWh/年
基準年比	-	-13.3%	-17.3%	-18.2%	-17.1%

他にも、下表に示すように、街灯の LED 化が進んでいることから、電気の使用量の減少につながっています。

表 街灯の LED 化の状況

	平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
街灯の LED 灯数	71 灯	110 灯	154 灯	204 灯	247 灯

また、電気の使用による温室効果ガス排出量の増減は、施設の電気の使用量に加えて、電気の排出係数の影響も受けています。電気の排出係数は、平成 28 年度（2016 年度）に基準年度と比べて 6.8%と大きく低下しましたが、平成 29 年度（2017 年度）は 1.8%の低下となっています。

表 電気の排出係数の推移

	平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
電気の排出係数	0.678 kg-CO ₂ /kWh	0.683 kg-CO ₂ /kWh	0.669 kg-CO ₂ /kWh	0.632 kg-CO ₂ /kWh	0.666 kg-CO ₂ /kWh
基準年比 (%)	-	+0.7%	-1.3%	-6.8%	-1.8%

重油及び灯油の使用による排出量の増減要因は、使用目的が暖房や給湯利用であることから、気候の影響が考えられます。なお、下表で示す日平均気温データから、平成 25、28、29 年度（2013、2016、2017 年度）は相対的に低く、平成 26、27 年度（2014、2015 年度）は相対的に高かったことが分かります。

表 余市町の気温

	平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
日平均気温の 年間平均	8.1℃	8.4℃	9.0℃	8.2℃	8.0℃
日最高気温の 年間平均	12.2℃	12.9℃	13.2℃	12.4℃	12.3℃
日最低気温の 年間平均	3.7℃	3.6℃	4.7℃	3.7℃	3.3℃

気温データの出典：気象庁（余市町のデータを利用）

第4章 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

1. 目標設定の考え方

本計画の温室効果ガスの排出削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」の「業務その他部門」の削減目標と同等とします。

**平成 42 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量を
基準年度（平成 25 年度（2013 年度））より 40%削減を目標とします。**

2. 基準年度

本計画の基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に即し、平成 25 年度（2013 年度）とします。

3. 数量的な目標

基準年度（平成 25 年度（2013 年度））の温室効果ガス排出量は 1,947 トン-CO₂であったことから、目標の 40%削減するための数量的な目標は、779 トン-CO₂とします。

なお、この目標は、直営施設のみを対象としています。

**平成 42 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量の目標削減量は、
779 トン-CO₂とします。**

第5章 目標達成に向けた取組み

1. 目標達成に向けた取組み方針

地球温暖化対策の推進、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、「運用体制」及び「意識啓発・行動」、「設備更新・機器導入」、「情報発信」の視点で、4つの方針を立てて取組みを進めます。

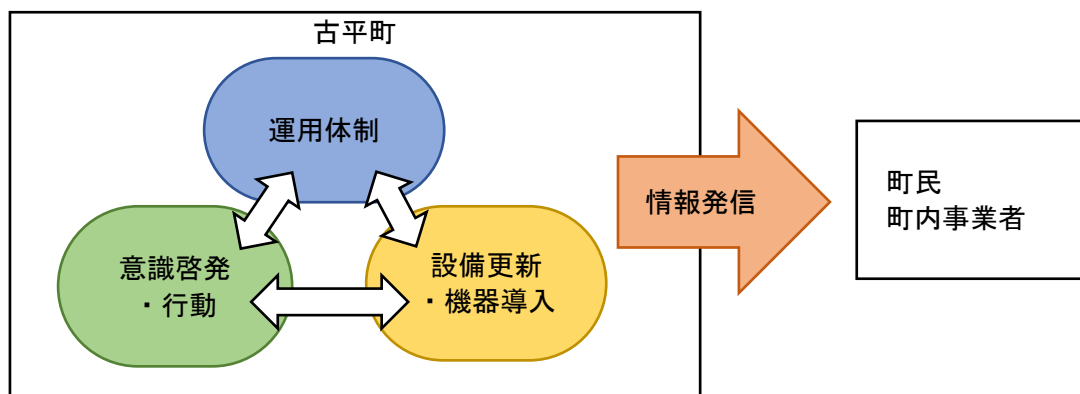


図 取組み方針

4つの方針は、以下のとおりとします。

- **方針1：運用体制の構築による地球温暖化対策の推進**

大幅な温室効果ガス排出量の削減目標に向けて全職員が一丸となって取り組める体制づくりを行います。また、着実に計画全体及び個別施策のPDCAサイクルを回すことができるシステムや体制を構築・整備し、計画の目標達成に努めます。

- **方針2：職員の啓発・行動や関係団体への協力要請による地球温暖化対策の推進**

大幅な温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、全職員が日常の事務及び事業を通じて、環境負荷低減への共通の認識を持ち、積極的な取組みを行わなければいけません。また、関係団体や指定管理等により管理される施設についても、職員と同様の取組みを協力してもらうよう要請します。

- **方針3：施設の設備更新や建替え等における地球温暖化対策の推進**

中心拠点誘導複合施設のZEB ready化や、その他施設の設備や熱源の更新における省エネ・高効率機器の導入や再生可能エネルギー設備の設置、建替えにおける地球温暖化対策の推進を図ります。

- **方針4：町民・町内事業者と連携した取組みによる地域全体での地球温暖化対策の推進**

公共施設を使用する町民や町内事業者の理解と協力を求めるとともに、取組み内容や効果などを積極的に情報発信し、普及啓発に努めます。

2. 目標達成に向けた取組み内容

地球温暖化対策の推進、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、4つの方針別の取組みを推進します。

- **方針1：運用体制の構築による地球温暖化対策の推進に関する取組み**

- 古平町地球温暖化対策推進委員会、古平町地球温暖化対策推進本部、担当施設部会及び事務局を設置することによる「カーボン・マネジメント体制」の構築
- 「カーボン・マネジメント体制」の運用による、温室効果ガス総排出量の把握や分析・評価、公表などのPDCAの実施

- **方針2：職員の啓発・行動や関係団体への協力要請による地球温暖化対策の推進に関する取組み**

- 職員研修の実施等による意識啓発などの取組みの実施
- 照明器具やOA機器・電化製品、給湯・暖房機器等などの適切な運用・利用、エコドライブの実践や近距離移動時の公用車利用の削減など、職員の率先的な取組みの実施
- 物品購入時のグリーン購入・グリーン契約等推進

- **方針3：施設の設備更新や建替え等における地球温暖化対策の推進に関する取組み**

- 中心拠点誘導複合施設のZEB ready化の実現
- LED照明や高効率熱源機器などへの設備更新の実施
- 太陽光発電や地中熱利用等の再生可能エネルギー利活用の検討
- 燃費の良い公用車への買替えの実施

- **方針4：町民・町内事業者と連携した取組みによる地域全体での地球温暖化対策の推進に関する取組み**

- 本計画の取組み内容や効果、実施状況などのウェブサイト等を活用した町民・町内事業者に向けた情報提供・発信
- 健全な森林の整備等による森林吸収源対策の実施
- 公園整備や公共空間の緑化等による都市緑化の推進

第6章 本計画の進捗管理

1. 進捗管理方法

本計画の進捗管理方法は、PDCA サイクルの考え方を採用します。PDCA サイクルとは、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって地球温暖化対策の取組み・進捗状況の点検・評価・見直しを行う方法になります。

そこで、本計画は、3つのPDCAを実施し、地球温暖化対策の推進、温室効果ガス排出量の削減目標の達成を目指します。

● 5年ごとのPDCA

目標年度にいたる計画期間内において、本計画を5年ごとに見直します。

本計画の見直し予定時期は平成35年度（2023年度）としていますが、古平町地球温暖化対策推進委員会において、改定が必要と判断した場合には、本計画の改定を行います。

● 年度ごとのPDCA

本計画の進捗状況は、各担当施設部会の部会推進責任者が事務局に定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して古平町地球温暖化対策推進本部に報告します。

古平町地球温暖化対策推進本部は、毎年1回開催し、進捗状況の点検・評価、次年度の取組みの方針を決定し、古平町地球温暖化対策推進委員会に報告します。

● 個別措置の年度ごとのPDCA

各担当施設部会では、部会推進責任者が個別措置の実施方法・実施結果等について点検・評価を行います。また、古平町地球温暖化対策推進本部において、次年度の個別措置の運用方法・実施方法の改善を決定します。

PDCA の各ステージにおける取組み内容は以下のとおりです。

表 PDCA の各ステージにおける取組み内容

ステージ	(1) 計画の5年ごとのPDCA				各ステージでの担当部門	
Plan	・ 事務事業編策定・改定にあたっての基本的事項の検討 ・ 基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握 ・ 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標の検討 ・ 目標達成に向けた具体的な措置の検討 ・ 事務事業編の進捗管理の仕組みの検討 ・ 事務事業編の策定・改定及び公表				古平町地球 温暖化対策 推進本部	事務局 ・ 情報とりまとめ ・ 計画遂行サポート ・ 計画案・改善案とりまとめ
Do		(2) 計画の年度毎の PDCA	(3) 個別措置の年度毎の PDCA			
	Plan	・ スケジュールの設定 ・ 職員への周知（各実行部門への説明会の実施等）	・ 対象施設の確認 ・ 施設ごとの取組み方針の検討 ・ 削減量と目標値の整合性を確認 ・ 環境に関わる法令等や環境側面の確認	各担当施設 部会		
	Do	・ 各部局・課室の管理 ・ 研修等の開催（システム操作説明会などの企画・開催、管理者などによる会議の定期的開催）	・ 施設ごとの取組みの実施 ・ 取組み状況・エネルギー使用量の記録 ・ 各種研修、訓練等への参加			
	Check	・ 活動実績、「温室効果ガス総排出量」等の集計 ・ 取組みの分析・評価 ・ 内部・外部監査等の実施	・ 達成状況の分析・評価 ・ 内部・外部監査等への対応			
Act	・ 町長への報告、公表 ・ 次年度の取組みの見直し	・ 達成状況の分析・評価の確認 ・ 取組みの見直し方針の決定				
Check	・ 見直し予定時期までの5年間の実績の集計、達成状況の確認 ・ 見直し予定時期までの5年間における措置の状況確認、評価				古平町地球 温暖化対策 推進本部	
Act	・ 計画改定の要否に係る検討 ・ 改定の要否の判断・決定 ・ 改定スケジュールの検討				古平町地球 温暖化対策 推進委員会	

2. 推進体制

本計画で示した地球温暖化対策の目標を実現するためには、多くの部署が関係していることから、部署間の意見調整をはじめ、組織横断的な体制を整備し、総合的かつ計画的に取組みを推進して行く必要があります。

そこで、町長を代表者とする「古平町地球温暖化対策推進委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名ずつ配置し、取組みを着実に推進します。

● 古平町地球温暖化対策推進委員会

町長を代表者、副町長を管理責任者とし、各課管理職、各施設担当係で構成する「古平町地球温暖化対策推進委員会」を新たに設け、古平町の事務・事業における地球温暖化対策のPDCAサイクルを構築するほか、「低炭素・環境・自然共生」をキーワードに地域特性を生かした再生可能エネルギー等の導入による低炭素地域づくりを推進します。

● 古平町地球温暖化対策推進本部

総務課長を本部長とし、各課管理職で構成する「古平町地球温暖化対策推進本部」を新たに設け、「各担当施設部会」からの報告を踏まえて進捗・達成状況の確認、評価、公表を行います。また、評価結果を踏まえて、個別措置の見直し等を行います。

● 各担当施設部会

各課及び各施設において取組みを推進するため、各施設管理担当課の課長を部会長、各課施設管理担当係長を部会推進責任者とし、各課施設管理担当で構成する「各担当施設部会」を設けます。

● 事務局

総務課長を事務局長とし、総務課総務係で構成する「事務局」を設置し、「古平町地球温暖化対策推進委員会」及び「古平町地球温暖化対策推進本部」の運営等を担います。

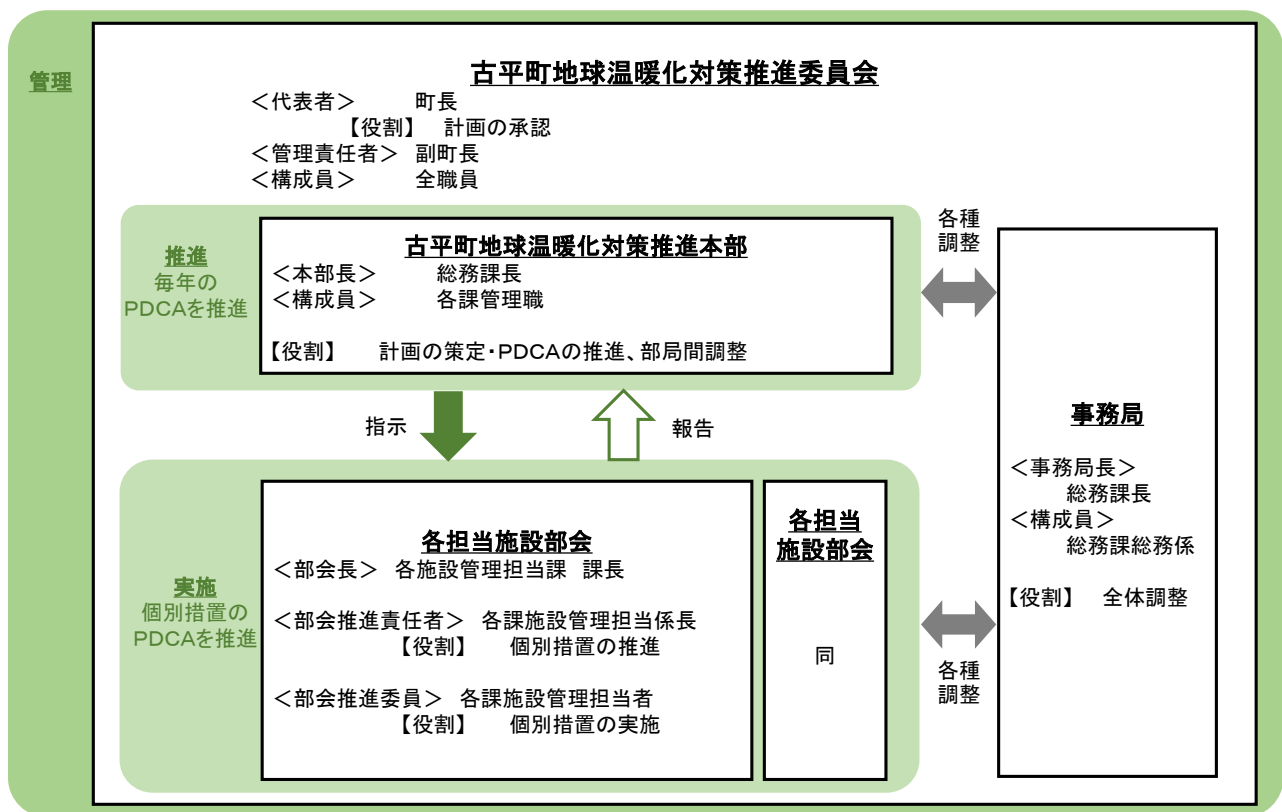


図 計画の推進体制

3. 年間スケジュール

進捗管理の年間スケジュールは、以下のとおりとします。

表 PDCA の年間スケジュール

古平町地球温暖化対策推進委員会			
時期	古平町地球温暖化対策推進本部	各担当施設部会	事務局
4 月		- 点検の実施（前年度データの入力等）、事務局にデータ提出 - 当年度目標の設定	各担当施設部会への連絡
5 月			- 前年度データの集約・集計 - 前年度の温室効果ガス総排出量の仮算定※¹
6 月		- 前年度データの分析結果・目標達成状況の確認 （必要に応じて）個別措置の見直しの実施、推進本部への報告	- 前年度データの分析 - 各担当施設部会に分析結果の報告 - 各担当施設部会の検討結果等の整理、推進本部の開催準備
7 月	- 前年度の進捗状況確認 - 計画及び個別措置等の見直しの必要性検討 - 各担当施設部会、事務局に指示	推進本部からの指示を踏まえた運用の開始	推進本部の開催
8 月～ 12 月			計画改定作業の実施
1 月～ 2 月	- 計画改定の検討 - 目標達成状況、取組みの実施状況、見直しの公表		- 推進本部の開催 - 前年度の温室効果ガス総排出量の算定※²
3 月	計画の確認：推進委員会 ↓ 計画の承認：町長		
		引き継ぎの実施（担当者変更の場合）	引き継ぎの実施（担当者変更の場合）

※1 前年度に告示された電気の排出係数を使用します。

※2 当該年度に告示された電気の排出係数を使用します。

注 下線は、計画を改定する場合に実施します。

4. 実施状況の公表

地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、毎年 1 回、本計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表することが義務付けられています。よって、本計画の実施状況や温室効果ガス総排出量は、古平町のホームページで毎年公表します。

参考資料

参考資料 1 古平町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の対象施設一覧

（平成 30 年（2018 年）12 月現在）

分類	施設名称	延床面積	管理形態	管理者
公共施設				
町民文化系施設	旧沖町住民センター	196.02	直営	総務課総務係
	沖町住民センター	136.67	直営	総務課総務係
	ふれあいセンターさわえ	243.72	町内会	総務課総務係
	明和地区住民集会所	163.62	直営	総務課総務係
	中央地区住民集会所	123.12	直営	総務課総務係
	西部地区住民集会所	122.31	直営	総務課総務係
	漁村研修施設（漁港会館）	534.50	直営	総務課総務係
	文化会館	1,526.65	直営	教育委員会生涯学習係
	文化会館前車庫	133.88	直営	教育委員会生涯学習係
社会教育系施設	民族資料室	310.10	指定管理	社会福祉法人古平福祉会
	民族資料室 渡り廊下	20.70	指定管理	社会福祉法人古平福祉会
	民族資料室 附属施設	63.00	指定管理	社会福祉法人古平福祉会
スポーツ・レクリエーション系施設	武道館	429.00	直営	教育委員会生涯スポーツ係
	古平町 B&G 海洋センター	2,910.39	直営	教育委員会生涯スポーツ係
	中島公園スポーツレクリエーション広場 便所	25.64	直営	教育委員会生涯スポーツ係
	ふるびらあいランド広場 パークゴルフ場 休憩室	55.49	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	家族旅行村 管理棟	210.30	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	家族旅行村 ケビン 10 棟	234.90	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	家族旅行村 ケビン 2 棟	53.46	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	家族旅行村 ケビン 3 棟	70.47	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	家族旅行村 ケビン 1 棟	23.61	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	家族旅行村 ケビン 2 棟	46.98	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	家族旅行村 ケビン 2 棟	46.98	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	家族旅行村 センターハウス	303.57	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	家族旅行村 便所	29.76	指定管理	太平ビルサービス株式会社
	歌葉海水浴場 便所	18.08	直営	産業課商工観光係
	歌葉海水浴場 シャワー・給水施設	43.66	直営	産業課商工観光係
	温泉保養センター（日本海ふるびら温泉しおかぜ）	649.81	指定管理	株式会社東洋実業
産業系施設	町営牧場機械格納庫	60.00	直営	産業課農林水産係
	町営牧場衛生舎	141.60	直営	産業課農林水産係
	町営牧場看視舎	29.16	直営	産業課農林水産係
	冷凍冷蔵施設	1,226.86	無償貸付	東しゃこたん漁業協同組合
	水産物流通荷さばき施設	1,112.40	指定管理	東しゃこたん漁業協同組合
	漁港便所（みなと公園）	21.47	直営	産業課農林水産係
	漁港便所（北 地先）	20.50	直営	産業課農林水産係
	漁港便所（加工協）	13.66	直営	産業課農林水産係
	漁港便所（船揚場）	13.66	直営	産業課農林水産係
学校	古平小学校	4,983.80	直営	教育委員会管理係
	古平中学校	4,269.00	直営	教育委員会管理係

分類	施設名称	延床面積	管理形態	管理者
	浜1教職員住宅	72.90	直営	教育委員会管理係
	浜1教職員住宅	72.90	直営	教育委員会管理係
	浜1教職員住宅	72.90	直営	教育委員会管理係
	栄教職員住宅（1棟2戸）	132.70	直営	教育委員会管理係
	栄教職員住宅	76.54	直営	教育委員会管理係
	栄教職員住宅	76.54	直営	教育委員会管理係
	清住教職員住宅	76.14	直営	教育委員会管理係
	清住教職員住宅	103.68	直営	教育委員会管理係
	古平中学校校長職員住宅	105.57	直営	教育委員会管理係
子育て支援施設	幼児センター（保育所・子育て支援センター）	884.54	直営	町民課社会福祉係
保健福祉施設	高齢者福祉センター（元気プラザ）	1,894.33	直営	保健福祉課高齢者支援係
	高齢者複合施設（ほほえみくらす）	3,143.95	指定管理	社会福祉法人古平福祉会
	地域福祉センター	1,517.16	指定管理	古平町社会福祉協議会
	地域福祉センター（車庫）	93.33	指定管理	古平町社会福祉協議会
医療施設	町立診療所	1,333.07	指定管理	医療法人恵尚会
	医師住宅	162.00	直営	保健福祉課保健医療係
行政系施設	本庁舎	594.97	直営	総務課総務係
	本庁舎 木造	225.18	直営	総務課総務係
	本庁舎 別館	210.66	直営	総務課総務係
	情報センター	148.18	直営	総務課総務係
	役場車庫	82.30	直営	総務課総務係
	車庫（旧消防）	311.11	直営	総務課総務係
	消防第2分団	129.60	直営	北後志消防組合古平支署
	災害備蓄庫（小学校）	21.34	直営	総務課情報防災係
	災害備蓄庫（温泉）	21.34	直営	総務課情報防災係
	石倉	132.23	直営	総務課総務係
	旧開発古平除雪センター	428.03	直営	総務課総務係
	職員住宅（旧小学校校長宅）	78.66	直営	総務課総務係
	職員住宅（旧清住教職員住宅）	72.90	直営	総務課総務係
	職員住宅（旧丸山教員住宅）	72.90	直営	総務課総務係
	職員住宅6・7号	118.19	直営	総務課総務係
	職員住宅8・9号	118.19	直営	総務課総務係
	職員住宅10・11・12号	177.29	直営	総務課総務係
	職員住宅（旧民家）	56.31	直営	総務課総務係
公営住宅	旭団地 1棟4戸	173.60	直営	建設水道課管理係
	旭団地 4棟16戸	694.40	直営	建設水道課管理係
	旭団地 7棟30戸	1,302.00	直営	建設水道課管理係
	栄団地 2棟8戸	398.43	直営	建設水道課管理係
	栄団地 2棟10戸	454.56	直営	建設水道課管理係
	栄団地 2棟8戸	423.04	直営	建設水道課管理係

分類	施設名称	延床面積	管理形態	管理者
	栄団地 1棟4戸	226.80	直営	建設水道課管理係
	栄団地 1棟4戸	236.40	直営	建設水道課管理係
	栄団地 1棟4戸	251.96	直営	建設水道課管理係
	栄団地 1棟4戸	253.72	直営	建設水道課管理係
	栄団地 1棟4戸	254.80	直営	建設水道課管理係
	栄団地 1棟4戸	254.80	直営	建設水道課管理係
	栄団地 1棟4戸	263.92	直営	建設水道課管理係
	中央団地 1棟4戸	223.18	直営	建設水道課管理係
	中央団地 1棟4戸	265.40	直営	建設水道課管理係
	清住団地 1棟18戸	1,901.45	直営	建設水道課管理係
	清川団地 4棟8戸	313.52	直営	建設水道課管理係
	清川団地 1棟2戸	92.40	直営	建設水道課管理係
	清川団地A棟	257.12	直営	建設水道課管理係
	清川団地B棟	257.12	直営	建設水道課管理係
	清丘団地 3棟6戸	257.40	直営	建設水道課管理係
	清丘団地 13棟26戸	1,005.84	直営	建設水道課管理係
	清丘団地 6棟12戸	469.26	直営	建設水道課管理係
	清丘団地 4棟8戸	317.22	直営	建設水道課管理係
	御崎団地 8棟26戸	1,072.63	直営	建設水道課管理係
	本町団地 1棟4戸	165.18	直営	建設水道課管理係
	新栄団地 1棟12戸	1,200.90	直営	建設水道課管理係
公園	あけぼの公園	1,900.00	直営	建設水道課技術係
	まるやま公園	2,200.00	直営	建設水道課技術係
	みどり公園	4,700.00	直営	建設水道課技術係
	きよおか公園	1,300.00	直営	建設水道課技術係
	さわえ公園	2,800.00	直営	建設水道課技術係
	さかえ公園	2,900.00	直営	建設水道課技術係
	中島公園	10,500.00	直営	建設水道課技術係
	明和公園		直営	建設水道課技術係
	冷水公園		直営	建設水道課技術係
	みなと公園	3,613.51	直営	産業課農林水産係
供給処理施設	クリーンセンター（管理水処理棟）	627.60	直営	町民課町民生活係
	クリーンセンター（車庫棟）	130.00	直営	町民課町民生活係
	クリーンセンター（破砕棟）	110.40	直営	町民課町民生活係
	クリーンセンター（埋立施設）	6,400.00	直営	町民課町民生活係
その他公共施設	火葬場	138.51	直営	町民課町民生活係
	沢江町バス待合所	3.60	直営	総務課企画調整係
	沖町バス待合所	5.71	直営	総務課企画調整係
	旧古平高等学校体育館	1,158.90	直営	保健福祉課高齢者支援係
	その他の建物（歯科診療所）	92.56	直営	総務課総務係

分類	施設名称	延床面積	管理形態	管理者
インフラ				
道路	街灯	-	直営	建設水道課技術係
橋りょう	町道橋りょう 28 橋	-	直営	建設水道課技術係
	林道橋りょう 1 橋	-	直営	産業課農林水産係
簡易水道施設	上水道浄水場	1,507.14	直営	建設水道課管理係
	群来町配水施設	19.24	直営	建設水道課管理係
	群来町ポンプ場	26.18	直営	建設水道課管理係
	歌葉町第 1 ポンプ場	54.00	直営	建設水道課管理係
	歌葉町第 2 ポンプ場	21.00	直営	建設水道課管理係
	歌葉飲料水供給事業 浄水場	90.72	直営	建設水道課管理係
	歌葉飲供配水施設	20.00	直営	建設水道課管理係
	沖町簡易水道浄水施設管理室	123.00	直営	建設水道課管理係
	沖町流量計室	6.70	直営	建設水道課管理係
	量水器室	2.00	直営	建設水道課管理係
下水道施設	下水道処理センター 水処理棟	1,411.40	直営	建設水道課管理係
	下水道処理センター 管理棟	278.32	直営	建設水道課管理係
	下水道処理センター 汚泥処理棟	811.50	直営	建設水道課管理係
	浜町ポンプ場	324.40	直営	建設水道課管理係

参考資料 2 地球温暖化係数及び排出係数一覧

(1) 地球温暖化係数（地球温暖化対策推進法施行令第4条）

温室効果ガス	地球温暖化係数
CO ₂ （二酸化炭素）	1
CH ₄ （メタン）	25
N ₂ O（一酸化二窒素）	298
HFC（ハイドロフルオロカーボン）（HFC-134a）	1,430

(2) 活動種類ごとの温室効果ガス排出係数一覧（地球温暖化対策推進法施行令第3条）

調査項目		単位	kgCO ₂	kgCH ₄	kgN ₂ O	kgHFC
燃料使用量	ガソリン	リットル	2.32			
	灯油	リットル	2.49	0.000349	0.000021	
	軽油	リットル	2.58			
	A重油	リットル	2.71			
	液化石油ガス(LPガス)	kg	3.00	0.000229	0.0000046	
自動車の走行距離	ガソリン	乗用車	km	0.000010	0.000029	
		バス	km	0.000035	0.000041	
		軽乗用車	km	0.000010	0.000022	
		普通貨物車	km	0.000035	0.000039	
		小型貨物車	km	0.000015	0.000026	
		軽貨物車	km	0.000011	0.000022	
		特種用途車	km	0.000035	0.000035	
	軽油	乗用車	km	0.000002	0.000007	
		バス	km	0.000017	0.000025	
		普通貨物車	km	0.000015	0.000014	
		小型貨物車	km	0.0000076	0.000009	
		特種用途車	km	0.000013	0.000025	
	終末処理場における下水の処理量		m ³	0.00088	0.00016	
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理人口		人	0.59	0.023	
	下水汚泥の埋立処分量		kg	0.133		
	自動車用エアコンディショナーの使用台数		台			0.01

(3) 電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数

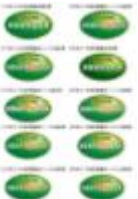
	単位	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
北海道電力株式会社	kg-CO ₂ /kWh	0.678	0.683	0.669	0.632	0.666

※電気事業者別排出係数（地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）

出典：環境省 HP「実行計画（事務事業編）マニュアル・算定支援ツール」

参考資料3 環境物品を選ぶ際に参考となる主な環境ラベル一覧

環境ラベル	概要
国際エネルギースタープログラム 	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。経済産業省が運営する制度です。
カーボン・オフセット認証ラベル 	カーボン・オフセット認証ラベルは、カーボン・オフセット制度の下、個別のカーボン・オフセットの取組みが、環境省のカーボン・オフセット第三者認証基準に基づいて認証された案件に付与されます。信頼性の高いカーボン・オフセットの取組みの普及を図り、国民及び事業者等による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進することを目的とします。
カーボン・ニュートラルラベル 	カーボン・ニュートラルラベルは、カーボン・オフセット制度の下、個別のカーボン・ニュートラルの取組みが、環境省のカーボン・オフセット第三者認証基準に基づいて認証された案件に付与されます。信頼性の高いカーボン・ニュートラルの取組みの普及を図り、事業者等による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進することを目的とします。
カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム 	商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みです。LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を活用し、環境負荷を定量的に算定します。
省エネラベリング制度 	省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。表示方法等についてJIS規格が制定されています。
統一省エネラベル 	省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。

環境ラベル	概要
燃費基準達成車ステッカー 	自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能に係る車体表示を実施します。
低排出ガス車認定（平成 17 年（2005 年）及び 21 年（2009 年）基準） 	自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。
エコマーク 	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度で、ISO の規格（ISO14024）に則った我が国唯一の第三者認証によるタイプ I 環境ラベル制度です。幅広い商品（物品、サービス）を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定、公表しています。（公財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。
エコリーフ環境ラベル 	製品の環境情報を、ライフサイクルアセスメント（LCA）手法を用いて定量的に表示し、インターネットなどを通じて公開することにより、ラベル利用者がグリーン購入・調達に活用するとともに、メーカーが環境負荷のより少ない製品（エコプロダクツ）を開発・製造・販売していくための動機付けとなることをねらいとした環境ラベルです。ISO の分類では、平成 20 年（2008 年）6 月に JIS 化された「タイプ III 環境ラベル」に属します。（社）産業環境管理協会が運営しています。
グリーンマーク 	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。
牛乳パック再利用マーク 	使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマークです。「牛乳パック再利用マーク普及促進協議会」が、市民団体である「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」とともに管理・運営、普及を図っています。

環境ラベル	概要
間伐材マーク 	間伐材を用いた製品に表示することが出来るマークです。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するものです。マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類あります。日本の森林資源の保続培養、森林生産力の増進を図ることを目的とした協同組合である全国森林組合連合会が運営する制度です。
環境共生住宅認定制度 	「地球環境の保全」、「周辺環境との親和性」及び「居住環境の健康・快適正」を包括した「環境共生住宅」を認定する制度です。自由に発想した環境共生に役立つ技術や設計の工夫を求めた基準となっています。一般財団法人建築環境・省エネルギー機構によって運営されています。
FSC®認証制度（森林認証制度） 	適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）」の2種類の認証制度です。NPOであるFSC（Forest Stewardship Council®：森林管理協議会）が運営する国際的な制度です。
PEFC 森林認証プログラム 	持続可能な森林管理のために策定された国際基準（政府間プロセス基準）に則って林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」、及び、紙製品や木材製品など林産品に関して、森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用していることを第三者認証するCoC認証があります。
バイオマスマーク 	生物由来の資源（バイオマス）を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品を認定しています。植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO ₂ を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品（バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等）は燃やしても大気中のCO ₂ を増加させません。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っています。

環境ラベル	概要
非木材グリーンマーク表示 	地球温暖化防止に心がけ、森林資源を節約し、CO₂の吸収源である非木材植物を使用した紙・紙製品、産業資材並びに非木材植物関連製品を普及・開発するために設定しました。サトウキビバガス、オイルパーム空果房、タケ（バンブー）、アシ（ヨシ）、ケナフ、コットンリントナーなどの非木材を使用した製品にマークを使用することができます。
グリーン・エネルギー・マーク 	本マークが表示されたものが、一定割合以上のグリーン電力を使用していることを消費者等が容易に認識できるようにします。製品、カタログ等に表示されます。
MSC 認証制度 	持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐCoC（Chain of Custody）認証の2種類の認証から成る認証制度です。国際的なNPOであるMSC（Marine Stewardship Council）により運営・管理されており、FAOの「水産物エコラベルのガイドライン」をはじめとする、水産物の認証とエコラベル制度に関する国際的に合意された基準を満たしています。
エコレールマーク 	一般消費者の目に触れにくい商品の流通過程において、環境に優しい貨物鉄道を利用して運ばれている商品や積極的に取り組みをしている企業を知っていただくマークです。
再生紙使用マーク 	古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています。ごみ減量化推進国民会議（現 3R 活動推進フォーラム）で定められたものです。